

会議結果報告書

令和4年10月4日

1 会議日時	令和4年8月31日
2 場 所	議員全員協議会室
3 件 名	西予市債権管理条例の制定について
4 出席者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課長、政策推進課関係職員、税務課長
5 会議結果	<p><input checked="" type="checkbox"/> 案のとおり決定する</p> <p><input type="checkbox"/> 一部修正の上、決定する</p> <p><input type="checkbox"/> 継続して検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 案を否決する</p> <p><input type="checkbox"/> 報告を了承する</p>
6 会議内容	<p>●債権管理条例の制定により、債権放棄する場合は議会への報告となるのか。 →そのとおりである。</p> <p>●債権整理室で処理ができなかった案件はどうするのか。 →すべての債権を回収できなかった場合は、債権整理室で行った財産調査及び回収方法等の助言を付して債権所管課へ一度返還することとなる。ただし、債権所管課で対応が困難と判断されれば、同一案件を再び債権整理室へ移管することは可能。</p>

備考：会議内容を簡潔に記載すること

様式第2号(第4条関係)

重要計画付議(報告)書

令和4年8月23日

部課名(総務部 税務課)

1 件名	西予市債権管理条例の制定について
2 計画の概要	市が有する債権に関し、債権の分類、債権管理体制、徴収 手続等の必要事項を定めることにより、債権管理の一層の適 正化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資するた め、本条例を制定するものである。
3 関係法令等	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法、西予市税条例
4 関係課	市債権所管課
5 その他	

備考：計画書を付議又は報告する場合に使用

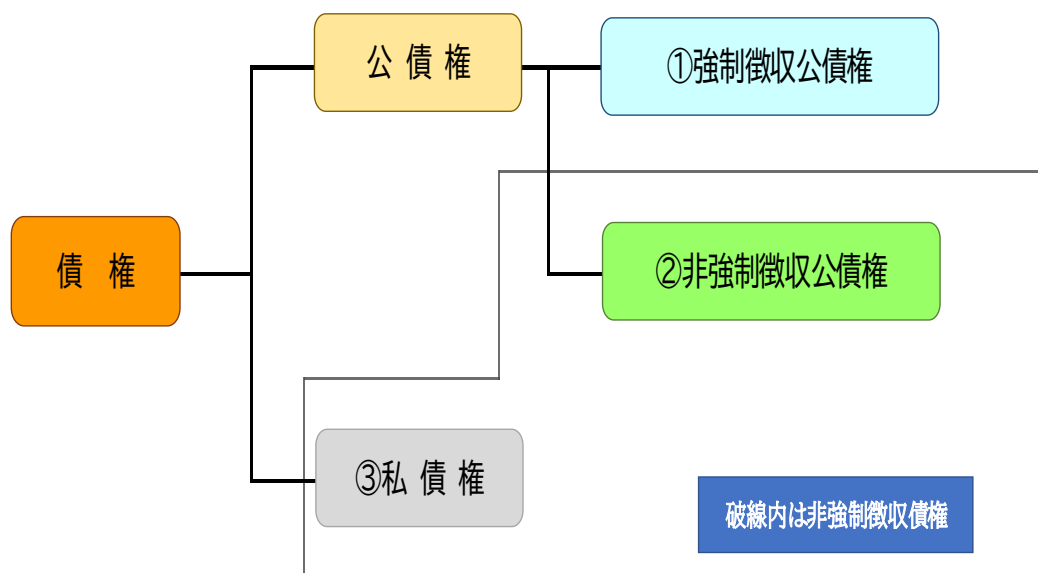
行政経営戦略会議資料

西予市債権管理条例の概要

総務部 税務課

■【対象債権】 条例(案)では市が保有する全ての債権を対象とします

■債権の分類



- ① 強制徴収公債権 公債権のうち、国税又は地方税の例により滞納処分できる債権
- ② 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権
- ③ 私債権 私法上の原因（契約等）に基づき発生する債権

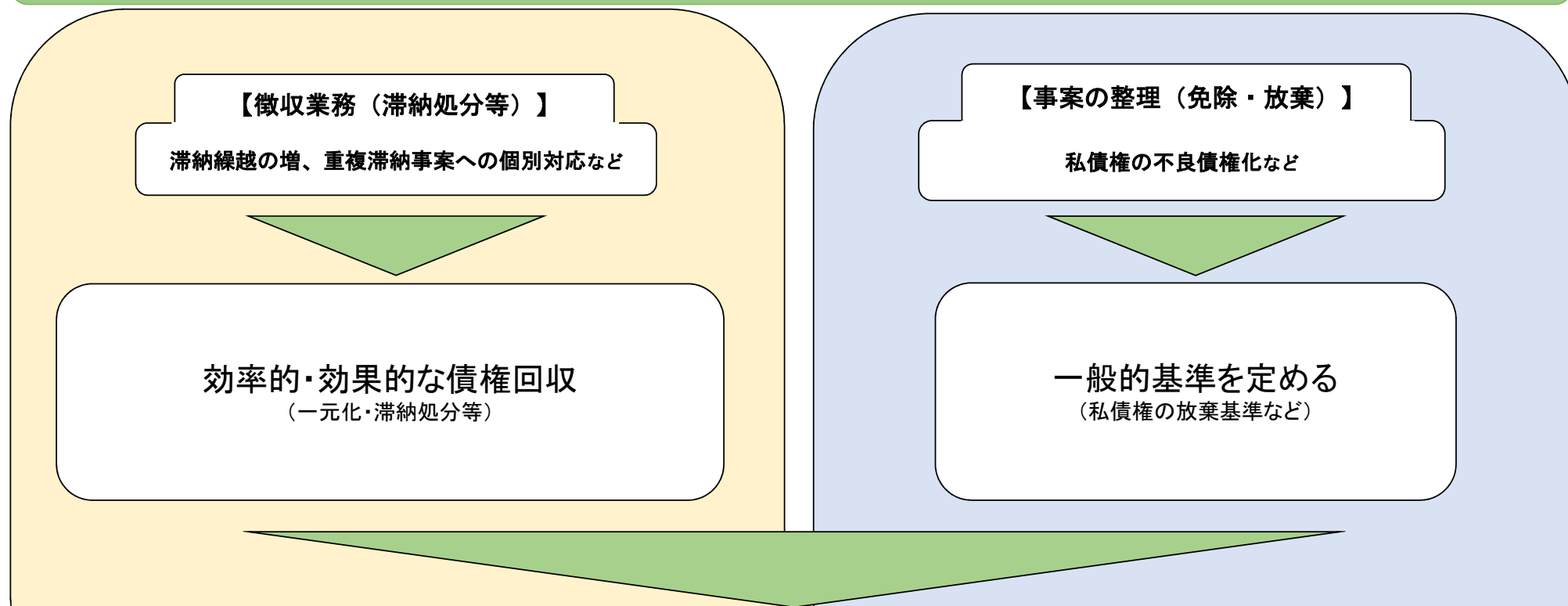
■主な債権と担当課

債権の種類	主な債権名	担当課	
公債権	①強制徴収公債権	市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）	税務課
		介護保険料	長寿介護課
		後期高齢者医療保険料	市民課
		保育所保育料	子育て支援課
		下水道使用料	上下水道課
	生活保護費返還金（法改正後）	福祉課	
	②非強制徴収公債権	児童手当過誤払返還金	子育て支援課
		公用地使用料	建設課等
		生活保護返還金（法改正前）	福祉課
	③私債権	貸付金償還金	教育総務課
住宅使用料		建設課	
保育所給食費保護者負担金		子育て支援課	
住宅新築資金等貸付金元利収入		人権啓発課	
心身障害者扶養共済制度加入者負担金		福祉課	
市立病院診療費窓口負担金		市民病院、野村病院	
水道使用料	上下水道課		

非強制徴収債権

■ 債権管理条例制定による効果

債権管理の事務処理は、【徴収業務（滞納処分等）】および徴収が不相当と判断される【事案の整理（免除・放棄）】の2本柱で進めます



『回収すべき債権は回収し、落とすべき債権は法令上適切に落とす』

■ 西予市債権管理条例の要点

① 条例の対象; 債権全般

市が扱う全ての債権を対象とします。
(一般会計、特別会計、公営企業会計)

② 法規定の徴収手続きを定める

市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、原則として地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づいて、督促、強制執行等を行わなければなりません。債権の種別毎に異なる規定を整理した上で、債権管理条例に重ねて規定します。

③ 情報共有の規定を整備

地方公務員法、地方税法の守秘義務に反しない限りにおいて、個人情報保護条例による制限の例外として、庁内において滞納整理を行う上で必要な情報を共有します。

④ 債権放棄の規定を整備

主に私債権について権利を放棄する方法として、条例の規定によることが認められています(地方自治法96条第1項)。

適正な滞納整理を徹底して、なお徴収が不能または不相当と判断される場合は、その権利を放棄できるものとします。なお、債権を放棄したときは、議会に報告しなければなりません。

⑤ 督促手数料及び延滞金の規定を整備

納期内納付した者と、納期後に納付した者の公平性の確保と、納期内納付の促進のため、公債権について督促手数料と延滞金を徴収し、市税における督促手数料と延滞金計算を例に算定方法を統一します。

債権の種類で異なっている
手続を整理

手続の効率化

納期内納付の推進、
公平な負担の確保

■ 債権放棄の具体的な要件

- 1 債務者が著しい生活困窮状態又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- 2 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 3 破産などで債務者がその責任を免れたとき。
- 4 債務者が死亡し、その債務に限定承認があった場合において、相続財産に弁済できるほどの価値がないと見込まれるとき。
- 5 強制執行の後、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないとき。
- 6 徴収停止の後、相当の期間を経過した後においてもなお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないとき。
- 7 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。
- 8 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、徴収の見込みがないとき。